

農山漁村女性活躍表彰審査基準について

農山漁村女性活躍表彰にあつては、次の審査基準により、審査を行います。

部門	項目	基準
(1) 女性地域社会参画部門	活動の内容	(ア) 地域の方針決定の場に参画し、地域の農林水産業の発展及び農山漁村の活性化に貢献している。
		(イ) 食農教育活動や女性が地域社会参画に向けて取り組む諸活動を実施している。
		(ウ) 地域の特産品のPRなどを通じ農山漁村の活性化に貢献している。
	活動の範囲	(ア) 都道府県以上
		(イ) 複数の市町村
		(ウ) 市町村内
	活動の期間	(ア) 概ね20年以上
		(イ) 概ね15年以上
		(ウ) 概ね10年以上
	活動の継承	(ア) 活動の後継者が複数名育成され、すでに中心になって活動している。
		(イ) 活動の後継者が1名育成され、すでに中心になって活動している。
		(ウ) 活動の後継者を育成中。
(2) 女性起業・新規事業開拓部門	運営の主体	(ア) 女性が代表または役員となり、かつ当該事業・部門の中心的な役割を果たしている。
		(イ) 女性が当該事業・部門の中心的な役割を果たしている。
	農業所得の増加	(ア) 現状の所得額が新規事業・部門の立ち上げ時の所得額に比べ150%以上増加。
		(イ) 現状の所得額が新規事業・部門の立ち上げ時の所得額に比べ150%未満の増加
	当該事業・部門の売上額	(ア) 直近3カ年の売上額が1,000万円以上。
		(イ) 直近3カ年の売上額が800万円以上1,000万円未満。
		(ウ) 直近3カ年の売上額が500万円以上800万円未満
	女性の従事数	構成員に占める女性の割合が半数以上かつ役員に占める女性の割合が3割以上

(3) 家族経営女性参画部門	家族経営協定の締結内容	(ア) 農業面の役割分担
		(イ) 労働報酬（日給・月給）
		(ウ) 収益の分配（日給・月給以外の利益の分配）
		(エ) 生活面での役割分担（家事・育児・介護）
	ライフプラン等の変化に伴い家族経営協定の見直しを実施。	
	認定農業者に共同申請	
	経営主及び配偶者が農業者年金に加入	
(4) 女性活躍農業法人部門	農業所得の増加	(ア) 現状の所得額が5年前の所得額に比べ150%以上増加。
		(イ) 現状の所得額が5年前の所得額に比べ150%未満の増加。
	女性役職員	(ア) 女性が役員となり事業の中心的な役割を果たしている。
		(イ) 管理職の女性従業員がいる。
		(ウ) 女性の従業員（臨時雇用者を含む。）が半数以上
	就業規則等の整備	(ア) 出産・育児に係る休暇や短時間勤務制度が整備されている。
		(イ) 介護に係る休暇や短時間勤務制度が整備されている。
		(ウ) 育児休業中の代替職員（ヘルパー制度）を確保する制度が整備されている。
	キャリア形成	(ア) 職員研修の実施
		(イ) パートから正規雇用への登用
		(ウ) 昇進・昇格制度
	環境整備	(ア) 重労働や単純作業の軽減を図るための機器等の整備。
		(イ) 男女別更衣室やトイレの整備。
		(ウ) 託児施設の整備
	売上額の増加	(ア) 直近3カ年の売上額が2,000万円以上。
		(イ) 直近3カ年の売上額が1,000万円以上2,000万円未満。
		(ウ) 直近3カ年の売上額が800万円以上1,000万円未満。

（5） 女性登用・組織参画部門	女性役員の登用	(ア) 農業協同組合及び農業委員会にあっては第4次男女共同参画基本計画の第4分野に掲げる役員等に占める女性の割合が概ね成果目標（中間目標を含む。）のとおりの割合以上。
		(イ) 都道府県及び市町村にあっては農山漁村の女性の参画目標及び行動計画の策定
		(ウ) その他の組織にあっては農山漁村の女性の参画に向けた行動計画の策定
	女性の参画を一層促進するための啓発活動等の実施	
女性リーダーを育成するための研修等の実施。		
（6） 若手女性チャレンジ部門	共通	若手女性ならではの取組であること
	農山漁村の活性化に資する地域活動に係る事案	女性地域社会参画部門を準用する（ウ及びエの事項を除く。）
	起業活動に係る事案	これまで当該地域において女性が参画していない分野・部門等を実施している。
各部門共通	女性起業・新規事業開拓部門を準用する（エの事項を除く。）	
全ての部門において、活動の全体を通じて農山漁村女性の活躍を体現した取組みであることを共通事項とし、更に、農林漁業・農山漁村生活の充実と開発に寄与する活動であり、具体的な課題や目標をもって活動し、その実績が顕著であること。実践されている課題や目標に関する技術が、科学性、創造性、普遍性をもつものであること。他の個人又は団体の模範となっていること。		